

東日本大震災における緊急の雇用労働対策について

雇用保険（震災被害者への失業手当の特例支給）

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても失業手当を受給できる特例を実施（休業）
- 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できる特例を実施（離職）
- 交通の途絶や遠隔地への避難などにより住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、全国のハローワークでの失業給付の受給手続きを可能とした。
- 確認書類が無い場合も、本人の申し出等により手続きを行うことを可能とした。
- 厚労省の地震関連情報のHPで周知しているほか、岩手、宮城、福島等の労働局でも周知（岩手、宮城、福島労働局における相談件数：約41,800件（4月18日現在））

職業紹介

- 就職活動を開始する被災者が増えてくると考えられることから、ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業紹介を実施
 - (1) 被災者ニーズの把握 ～ 避難所等におけるアンケート等により就職ニーズを把握
 - (2) 出張相談の実施 ～ ハローワークから避難所等へ出向き、多様な就業形態(※)に関する職業相談、雇用保険の手続きの相談等、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
※ 即時就労可能な求人、社宅付き求人、出稼求人、シルバー人材センター等
 - (3) 広域職業紹介の実施 ～ 全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。職業転換給付金制度（「広域求職活動費（面接旅費）」「移転費（転居費）」の支給）の活用
 - (4) 被災者の雇い入れを行う求人の確保 ～ 全国のハローワークにおいて寮・社宅付き求人を確保
（被災者対象求人 6,404件、復興関係求人126件 4月15日現在）
 - (5) 東北の被災者のため、大都市圏等において合同求人面接会を開催

雇用関係助成金

【雇用調整助成金】

- 雇用調整助成金の活用促進に向けたQ&Aを作成するとともに、活用事例を休業時の賃金等の扱いと併せて事業主に周知
- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野、の9県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主について、以下の①から③の特例を設ける。また、これらの地域に所在する事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所や、計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所についても以下の①、②の特例を適用。

【特例の内容】

- ① 事業活動縮小の確認期間の短縮(3か月 → 1か月)
- ② 生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能に
- ③ 計画届の事後提出を可能にするとともに、3月11日まで遡及して助成
- 申請関係書類の提出が困難な事業主には申立書等による代替を認めるなどできる限り手続きの簡素化を図る。
- 関係省庁並びに災害救助法適用地域及び計画停電実施地域の事業主団体に対して、雇用調整助成金の活用促進についての周知を依頼
- 岩手、宮城、福島の震災に係る雇用調整助成金関係の相談件数(3月28日～4月17日) 12,226件(速報値であり、今後変更の可能性がある。)

【特定求職者雇用開発助成金】

被災した離職者を対象にした雇入れ助成金(特定求職者雇用開発助成金(大企業50万円、中小企業90万円))によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する。

【実習型雇用支援事業】

被災地の企業において、被災地に居住するフリーターなどの求職者及び被災地の事業所を離職した求職者を雇用する場合、トライアル雇用である本事業の対象とし、地元での雇用を促進する。(試行雇用1人につき月額10万円(最大6か月)、その後正規雇用化した場合は6か月ごとに50万円(2回))(4月6日)

雇用創出基金事業

- 東日本大震災により仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業（重点分野雇用創造事業、緊急雇用創出事業）の要件緩和を実施

（4月5日より）

◆ 重点分野雇用創造事業

○対象分野に「震災対応分野」を追加するとともに、雇用期間の複数回更新を可能とする。

○都道府県又は市町村の臨時職員等として雇用し、以下のような事業を実施することが可能。

（企業、NPO等への委託による実施も可能。）

- ・ 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
- ・ 避難所での子どもの一時預かり、高齢者宅の片付け支援を行う事業
- ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業

◆ 緊急雇用創出事業

○雇用期間の複数回更新を可能とする。

<全国での計画状況>

約11,200人分の雇用が創出される見込み。（4月21日時点）

<岩手県>

県と市町村の事業で60億円、5,000人の雇用する計画（県で450人、市町村で3,500人、民間企業・団体に1,050人）。役所の事務作業のほか、がれきの片付け、流失した漁具の収集などを行う。

<宮城県>

・県と市町村が、臨時職員として1,000人の雇用する計画。被災地のパトロール、避難所での高齢者の見守り、がれきの仕分け等を行う。

・沿岸部の15市町に配分済みの25億円で最大3,000人雇用予定。

<福島県>

沿岸部の13市町村の事業で、2億4,000万円、約600人の雇用予定。避難者を各役場の臨時職員などで雇用し、避難所のパトロールや清掃、義援金の給付事務補助などを行う。

新卒者

- 新入社員を当面の間、休業させる場合の雇用調整助成金の適用（「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件の適用除外を活用）
- 全国の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等への相談や就職支援を実施。（3月28日）
 - ・ 学生・生徒・教師等からの相談状況（3月11日～4月10日）
 - 相談件数：全国903件（うち岩手87件、宮城62件、福島191件）
 - ・ 採用内定取消しなどに関する事業主からの通知件数（3月11日～4月13日）
 - 内定取消し：全国218人（うち岩手県49人、宮城県24人、福島県22人、東京都71人）
 - 入職時期繰下げ：全国1,481人（うち岩手県103人、宮城県179人、福島県213人、東京都454人）
- ハローワーク紹介により、「被災地」の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金について、支給金額の拡充・要件緩和を実施。（4月6日）
- 被災した学生を受け入れる求人の確保・ジョブサポーターによるマンツーマン支援や広域職業紹介を実施。

雇用促進住宅

○雇用促進住宅の提供可能戸数（4月21日現在）

	提供可能戸数(戸)	入居決定戸数(戸)
岩手県	1,920	359
宮城県	618	151
福島県	231	362
3県以外	35,368	1,460
全国計	38,137	2,332

注1：提供可能戸数は、被災者が利用することのできる戸数であるが、入居前に原則2～3週間程度の修繕工事を要する場合がある。
 なお、即入居できる戸数は、岩手154戸、宮城46戸、福島23戸を含め、全国で12,720戸あり、また、この他に市町村災害対策本部等が被災者の受入のために住宅を利用することの申入れを行い、確保している戸数が3,765戸ある。

注2：入居決定戸数は、入居先が決定した戸数（既に入居したものを含む。）

注3：公営住宅等の延べ提供可能戸数は、公営住宅等：約22,000戸、UR賃貸住宅：約5,100戸となっている（国土交通省住宅局（4月18日時点））。

○雇用促進住宅の提供の取組

- ・ 緊急避難の方々に一時入居先として提供、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用
- ・ 一次入居については、①家賃、敷金、駐車場は無料、②入居期限は、6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能



福島から千葉の住宅に避難した家族

「日本はひとつ」ハローワークプロジェクト・地元優先雇用への取り組み

<「日本はひとつ」ハローワークプロジェクト>

(1) 「日本はひとつ」しごと協議会の創設

都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で全国に設置。以下を合意し推進。

- ・ 復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
- ・ 被災した方々、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
- ・ 復旧事業の求人や被災した方向けの求人のハローワークへの提出

(2) 「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・ 様々な機関とのネットワークの構築
- ・ 避難所へのきめ細かな出張相談
- ・ 農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保
- ・ 職業訓練の機動的な拡充・実施
- ・ 広域職業紹介の実施
- ・ 被災地以外の住居の確保・地元生活情報の提供

<地元優先雇用への取り組み>

- 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する（地方公共団体についても同様の取組を求める）
- 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者を求める
- 重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」として行う事業については、被災した方々を雇用などにより、地元の被災した方々の雇用を確保。

雇用問題への配慮に関する経済団体への要請

- 震災に係る雇用問題に対し配慮頂くよう、日本経団連、全国中小企業団体中央会及び日本商工会議所に対し、大臣から①雇用調整助成金を活用した従業員の雇用の維持、②被災地外での就職も含めた求人の積極的な申込、などを直接要請（4月11日、4月15日）

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

1. 基本的対処方針

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

2. 当面の緊急総合対策

復旧事業等による確実な雇用創出

○復旧事業の推進

- ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設
- 被災住宅の補修・再建

◎重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

- ・「震災対応分野」を重点分野雇用創造事業の対象に追加
- ・雇用期間の1年の制限を廃止

◎地元優先雇用への取組

- ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
- ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者へ要請
- ・被災離職者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1) 被災地におけるマッチング機能強化

○「日本はひとつ」しごと協議会の創設

- 都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置

○「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・農林漁業者、自営業者に対する支援
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施

○被災地域の就労支援等

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催
- ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘

(2) 被災地以外におけるマッチング機能強化

- ・住居の確保・地元生活情報の提供
- ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

被災した方々の雇用の維持・確保

◎雇用調整助成金の拡充

- ・5県の特例をさらに必要な地域に拡大
- ・被災地の事業所との取引関係が緊密な被災地外の事業所・計画停電の影響を受けた事業所に新たな特例措置

○中小企業者等の経営再建支援

○新卒者の内定取消しの防止等

- ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施
- ・奨励金の拡充による被災学生などへの就職支援
- ・重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用
- ・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表

○解雇・雇止め・派遣切りへの対応

3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

民間の人材ビジネス事業者による被災された方への就職支援

- 民間の職業紹介会社等が、避難所等での被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるように要件を緩和。
- 被災された派遣労働者や求職者と人材を必要とする企業との迅速なマッチングに向けて、様々な広域的なネットワークも活用しながら積極的な取り組みをいただくよう大臣により人材ビジネス事業者団体に要請書を手交。（4月8日）
- 厚生労働大臣から人材ビジネスの事業者団体に対して行った要請を踏まえ、人材ビジネス事業者等から被災者向けの合同企業説明会への参加希望や避難所での出張相談の実施について相談があった場合には、可能な限り参加・実施できるように開催の情報提供等の配慮するよう都道府県労働局あてに通知。

派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保

- 震災等の影響により、いわゆる「派遣切り」のおそれがある派遣労働者、解雇や雇止めのおそれがある有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定とその保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請（3月28日、3月30日）。
- 派遣労働に関する労働者、派遣会社・派遣先からの相談には、ハローワークの「震災特別相談窓口」で対応。各都道府県労働局へその旨を周知するリーフレットを送付し、派遣労働者等へ周知するよう指示。
- 各都道府県労働局が、労働者派遣事業適正運営協力員（労使に委嘱）に対し、派遣元・派遣先事業所において「派遣切り」防止のための相談等を行うことについて、依頼するよう指示。
- 東日本大震災に伴う派遣労働に関する労働問題Q&Aを厚生労働省のホームページに掲載。

産休切り・育休切り等への対応

- 被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業などを理由とする解雇や性別を理由とする解雇などの相談について、被災地域等の雇用均等室に雇用均等特別相談窓口を設置し、きめ細かく対応するとともに、トラブルの未然防止に向けた指導を実施

労働相談への対応

- 地震に伴う休業時の賃金、派遣労働者の雇用管理、解雇などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成（第2版を作成済。今後随時更新）し、被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知
- 被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に的確に対応するため、緊急相談窓口を開設
- 全国のハローワークに「特別相談窓口」を設置し、被災者の仕事に関する相談に対応。新卒応援ハローワークでは採用内定取消などを受けた学生・生徒などの相談に対応（学生等震災特別相談窓口の設置）

解雇、雇止め等に対する対応

- 震災等の影響による解雇、雇止め等について、できる限り雇用の安定を図るため、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の連携のもと、解雇等の予防のための啓発指導の実施、解雇等の事案の情報共有、個別の解雇等の事案への対応を行う。（都道府県労働局長に指示）

未払賃金立替払

- 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施

労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施
 - (1) 労災保険給付請求に関して、事業主証明や療養担当の医師証明なしでも請求可能とした。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
 - (2) 労災保険の療養の給付の請求について、任意な様式でも可とした。
- 労災保険給付の請求に関して、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うこと等について労働局に指示し、以下の柔軟な取組等を実施
 - (1) 管轄外を含めた全ての労働局又は労働基準監督署で労災診療や休業補償の請求の受付を可能とした。
 - (2) 労災認定のための事務処理について、関係資料を喪失した際に代替資料でも可能とした。
- 震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ & Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介

労働保険料

- 労働保険料の納付期限の延長等
 - ・ 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における労働保険料の納付期限（7月）等を、申請など特段の手續の必要なく延長（障害者雇用納付金についても同様の取り扱い）
 - ・ 納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予（障害者雇用納付金についても同様の取り扱い）

中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成持家融資制度の特例措置

- 中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限の延長手続の簡素化、掛金後納による割増金の免除や退職金請求手続の簡素化等を実施
- （独）雇用・能力開発機構が行う勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対しては、最長3年間償還元金の返済を猶予（返済猶予期間中は貸付利率を最大1.5%引下げ）する等の特例措置を実施

健康確保対策

- 産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受付
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)に被災された労働者やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置

復旧工事における災害防止対策

- 建築物等の解体、改修工事、がれき処理における対策や応急仮設住宅建築における対策等、喫緊に予定される災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、粉じん障害防止のため、防じん用のマスクを配布。
- がれき処理作業におけるマスクの不足に対処するため、屋外のがれき処理作業について、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認める。

ハローワーク、労働基準監督署の業務状況について

相談等実績

労働局			岩手	宮城	福島	その他
相談・申請等						
相談	震災 関連 窓口 相談	ハローワーク(※1)				
		労働者	35,394件	40,117件	37,160件	—
		事業主 (うち雇用調整助成金関係)	5,135件 (2,205件)	11,527件 (4,346件)	9,506件 (5,675件)	10,214件 (8,324件) (※7)
		労働基準監督署(※2)	1,558件	4,377件	4,452件	—
	出張相談(※3)		25か所	11か所	45か所	122か所 (※8)
申請 等	電話相談(※4)		280件	383件	425件	1,242件
	未払賃金立替払関係(※5)		231件	1,457件	1,486件	—
		認定申請(企業数)	9件	18件	4件	—
		確認申請(労働者数)	16件	11件	0件	—
	労災給付請求(※6)		70件	105件	67件	463件

※1: 3/28~4/17 ※2: 3/22~4/19 ※3: 4/17現在

※4: 岩手(土日のみ4/17現在)、宮城(土日のみ4/17まで)、福島(4/21現在)

※5: 3/22~4/19 ※6: 4/21現在 ※7: 3/28~4/3

※8: 青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、滋賀

【被災者対象求人件数】全国のハローワークで受理した被災者を積極的に雇い入れようとする求人件数6,404件(4月15日現在)



出張相談の様子(福島局)



東京ビッグサイトの出張相談(東京局)

被災地のハローワークの開庁時間拡大

岩手県、宮城県、福島県の14箇所です平日19時まで、土日祝祭日17時まで(4月9日～)
土日祝祭日は、労働基準監督署職員もハローワークに出張し労働相談に対応

応援体制

全国規模の応援(4月18日～)

その他の応援・本省から岩手及び宮城現地対策本部へ派遣(3月20日～)

・電離放射線による健康障害防止に関する専門的な知識・経験を有する職員(3月28日～)

